

公益財団法人 檜山奨学財団 平成 30 年度春期奨学寄宿舍生募集要項

1. 檜山奨学財団（以下「財団」という。）奨学寄宿舍生募集は、海外諸国から来日している私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とする。

2. 入居資格

- (1) 日本以外の国・地域出身の私費外国人留学生のうち東京大学大学院在籍者でかつ在留資格「留学」である者
- (2) 入居期間中、東京大学又は他の機関から奨学金を受給しない者
- (3) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者
- (4) 日本語による意思伝達が可能である者（初級者可）
- (5) 「学生寮 Oak Village 入居申込書」に記載の入居申込者の承諾条件を遵守できる者

3. 奨学寄宿舍生と採用人員等

1 名（201 室、203 号室）（1 ルームタイプ、風呂・トイレ、ミニキッチン付 18 m²）

所在地：世田谷区代沢 3-23-25（最寄り駅は京王井の頭線「池ノ上」徒歩 10 分程度）

※ 201 号室は総合文化研究科を優先

4. 奨学寄宿舍の施設サービス費及び入居期間

- (1) 施設サービス費：120,000 円／1 年（1 カ月 1 室あたり 10,000 円とし、1 年分を一括払いする。）

※月割り等による減額はしない。

- (2) 入居期間：2018 年 9 月（前入居者の退去手続きが完了次第）～2019 年 8 月末の 1 年間。ただし、再契約することで 1 年間延長することができるため、最長 2 年間となる。なお、財団が認めた場合には、半年間の延長も可能となるが、この場合の施設サービス費は 60,000 円とする。

※新規入居者の入居は、前入居者が宿舍関係者立会いのもと、ルームチェックを行った日から起算して 1 週間程度要するので注意すること。

※延長の際、「2. 入居資格(2)」の奨学金受給について該当がないか注意すること。

5. 応募方法

次の書類を作成し、所属部局を通し、教育・学生支援部国際支援課へ提出すること。

- (1) 民間奨学金調書（英語可）
- (2) 学生証（写）
- (3) 在留カード（写）
- (4) 入居申込書（財団様式）

6. 提出期限

各部局で設定した期限

7. 決定及び通知

別途定める選考方法によって推薦者を決定し、財団へ申請する。財団の採否結果は、グローバルキャンパス推進本部長を経て本人に通知する。
推薦者に対して面接（打合せ）を実施する。

8. 奨学寄宿舍生の義務

- (1) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (2) 財団の賃貸借契約及びその他の規定を守り、財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。
- (3) 上述の義務を怠った場合には退去させることがある。
- (4) 財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事に積極的に参加すること。

9. 問合せ先

教育・学生支援部国際支援課奨学チーム 松澤
内線：22515 int.sch.in.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp